

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療法人博愛会 指定訪問看護ステーション にめふあぶし
所在地	沖縄県浦添市牧港一丁目10番1号
連絡先	098-963-8881
管理者名	玉城 かおり
サービス種類	訪問看護
介護保険事業所番号	4760890295号
サービス提供地域	浦添市、那覇市（一部）、宜野湾市、北谷町、北中城

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月曜日から金曜日	08:30 ~ 17:30
定休日	土・日曜日 国民の休日及び12月30日～1月3日

※営業時間以外は、契約時に提示する携帯電話にて対応いたします。

※台風、地震その他天災等、サービス提供不可の場合もあります。

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	計
看護師	3名	1名	4名
理学療法士	0名	1名	1名
事務員	0名	1名	1名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3 利用料金

(1) 利用料金

サービスを提供した場合の料金は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し支払っていただきます。

なお、医療保険の場合は診療報酬に基づき法定利用料の金額となります。

（別紙参照）

(2) 保険給付対象外サービス

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。（税別）

複写物	1枚につき	20円
死後処置料		10,000円

(3) キャンセル料金 (税別)

ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	5,000円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日以降に請求しますので毎月27日頃にあらかじめ指定された方法でお支払いください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の2週間前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知すること
で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知すること、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中またはサービスの提供により、ご利用者様の容体に急変が生じまたは事故が発生した場合その他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求め、ご家族・市町村・居宅介護支援事業所等へ連絡する等必要な処置を講じるものとします。

6 苦情・要望の対応

提供した訪問看護に係る利用者及び家族からの相談及び苦情・要望を受け付けるための窓口を設置しております。

【事業所窓口】 訪問看護ステーション にぬふあぶし 担当者：玉城 かおり	<u>TEL : 098-963-8881</u> <u>FAX : 098-963-8882</u> 受付時間：9時～17時（月・火・水・木・金）
【市町村（保険者）の窓口】 各市町村の介護保険担当部署	那覇市 TEL：098-862-9010 浦添市 TEL：098-876-1291 宜野湾市 TEL：098-893-4403 北谷町 TEL：098-936-1234 北中城村 TEL：098-935-2263
【公的団体の窓口】	国保連合介護サービス苦情処理相談 <u>TEL：098-860-9026</u> 介護保険広域連合会 <u>TEL：098-911-7500</u> 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 <u>TEL：098-883-5704</u>

7 虐待の防止への取り組み

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとします。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施し周知徹底を図ります。
 - ④ 事業所は、措置を適切に実施するための担当者を置きます。

介護保険での訪問看護サービスに係る加算

■ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） （重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

■ 初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。
要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

■ 緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

■ 夜間・早朝・深夜加算

夜間・早朝・深夜にサービス提供をおこなった場合、サービス提供1回ごとに基本単位数に加算がおこなわれます。

■ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

■ ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。

（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

■ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算されます。

■ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

■ サービス提供体制強化加算

勤続年数3年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合。1回の訪問看護につき加算されます。

■ 看護体制強化加算

看護体制強化加算とは、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算の実績が一定以上ある事業所を評価するための加算です。

■ 専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア、人口肛門ケア、人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。

■ 遠隔死亡診断補助加算

情報通信機器を用いた在宅での見取りに係る研修を受けた看護師が、利用者の主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に加算されます。

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住 所：沖縄県浦添市字牧港1199番地

法 人 名：医療法人博愛会

代 表 者：理事長 洲鎌 盛一

【事業所】

住 所：沖縄県浦添市牧港一丁目10番1号

事業所名：医療法人博愛会

指定訪問看護ステーション にぬふあぶし

印

(介護保険事業所番号 4760890295)

私（利用者及びその家族）は、重要事項説明書とサービス料金表の内容について説明を受け、
了承し、必要に応じ加算する事に同意します。

2025 年 月 日

【ご利用者】住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）